

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成26年8月14日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都いえのこと勉強会

(2) 代表者名

木本 努

(3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区下鴨蓼倉町7-1番地6

(4) 定款に記載された目的

この法人は、「主に京都在住の父子家庭」を対象に、料理、裁縫、掃除等の家事（いえのこと）を学ぶ教室を開催するとともに、広く市民に父子家庭の現状やひとり親の子育てについて学ぶ機会を設け、京都では少ない父子家庭のコミュニティーを作り、ひとり親家庭の支援と生活の質の向上に寄与することを目的とします。

2 申請年月日

平成26年8月5日

(文化市民局地域自治推進室)